

第1章 上位・関連計画の整理

1-1 県計画の整理

1. 愛知県広域緑地計画

(1) 愛知県広域緑地計画の概要

①計画の内容

- ・緑地の保全及び創出の考え方
- ・都市公園の配置や整備目標
- ・都市緑化推進の基本方針

②策定スケジュール

- ・平成 17～18 年度：基礎的な調査
- ・平成 19 年度：基本方針策定
- ・平成 20～21 年度：地域別緑地計画策定
- ・平成 22 年度：広域緑地計画策定

③計画の目標年次

- ・平成 32 年

④対象区域

- ・都市計画区域：58 市町村
(35 市 22 町 1 村)

(2) 愛知県広域緑地計画基本方針

①課題

項目	緑の変遷による課題	社会情勢の変化への対応等による課題
環境	○緑被減少の歯止め ○都市公園の整備促進	○地球温暖化防止・ヒートアイランド現象の緩和の取組 ○生物多様性の保全 ○自然とふれあえる場の確保 ○愛知万博の理念を継承・発展した環境学習や環境保全活動の推進 ○新たな環境技術の開発・実用化 ○資源循環型社会の形成
安全	○緑被減少の歯止め	○東海・東南海地震等の防災活動の拠点や避難場所の確保 ○都市型水害等の風水害対策、土砂災害対策
活力	—	○魅力あふれる世界の交流舞台づくり ○地域の資源を活用したまちづくり ○NPO・ボランティア等との県民協働による取組の拡大 ○「モノづくりあいち」の企業による魅力ある地域環境づくり
生活	○緑被減少の歯止め ○都市公園（広域公園、都市基幹公園）の整備促進	○健康づくりのできる環境づくり ○安心して子育てのできる環境づくり ○高齢者、障害者等の利用しやすい環境づくり ○中心市街地の緑のオープンスペースの確保 ○快適な歩行者・自転車優先の道づくり ○子どもたちのスポーツ活動の環境づくり ○多様な価値観への対応

②計画の理念

都市と自然が調和した環境にやさしいあいちの緑づくり

③基本方針

環境

都市と自然が調和した環境先進県あいちを支える水と緑のネットワーク形成

広域的な緑のあり方

- 都市を取り巻く大規模な樹林地や都市を流れる大河川沿いの緑地の保全
- 生態系ネットワークを形成するコアエリア、コリドーの確保

緑づくりの方針

- 広域的な緑地や河川空間などによる山から海までの水と緑のネットワークの形成
- 水と緑のネットワーク形成における生物多様性への配慮
- ヒートアイランド現象を緩和するまちなかの緑の確保
- 万博理念を継承・発展する環境学習の推進
- 環境配慮の視点に立った緑化の推進と新技術の活用

安全

東海・東南海地震等の自然災害による被害を軽減する緑の確保

広域的な緑のあり方

- 東海・東南海地震や風水害等の被害を軽減する緑の確保

緑づくりの方針

- 東海・東南海地震等の被害を軽減する緑の確保
- 風水害による被害を軽減する緑地の保全

活力

愛・地球博記念公園などの緑の交流の場づくりやあいちの歴史・景観資源を活かした緑の確保

広域的な緑のあり方

- 広域的な交流拠点となる緑の確保
- 地域の歴史・景観資源となる特色ある緑の保全

緑づくりの方針

- 交流の場となる緑の確保
- 歴史・景観資源となる緑の整備・保全
- 多様な主体で支えあう魅力ある緑づくり

生活

少子高齢社会に対応し健康長寿あいちを目指す公園づくり

広域的な緑のあり方

- 多様な主体の身近な緑の充実による、河川を軸とした市街地内の水と緑のネットワークの形成
- 緑道、広域公園、都市基幹公園等の整備による健康づくりの場となる緑の確保

緑づくりの方針

- 歩いて行ける身近な公園の確保
- 健康づくりのできる公園等の創出
- 人にやさしい公園施設の整備
- 公園に対する新しいニーズへの対応
- 公園・緑地の質の向上

公共（地方公共団体、公共セクター等）・県民・NPO・モノづくりあいちの企業など、多様な主体で支えあう県民協働による緑のまちづくり

④具体的な施策

環境

- 良好な緑地の保全（保全配慮地区等の指定）
- 河川や道路等を活用し、生態系に配慮した水と緑のネットワーク形成
- 都市環境や生物多様性を保全する都市公園の整備
- 緑化地域制度等の活用
- 民有地の緑化（屋上・壁面・敷地・駐車場の緑化）
- 都市環境を改善する公園の確保（小規模な公園・緑地の確保）
- 公有地の緑化（公共施設用地の緑化）
- 愛・地球博記念公園などでの緑に関する環境学習の推進
- 自然観察に配慮した樹林地、園路、水辺等の整備
- 緑化に関する新技術の活用

安全

- 防災公園の整備
- 延焼防止、避難地となる緑地の確保（小規模な公園・緑地の確保、街路樹の健全化）
- 延焼防止、水源かん養、土砂災害防止となる緑地の保全（保全配慮地区等の指定）

活力

- 愛・地球博記念公園などにおける県民協働の多彩な交流の推進
- 緑豊かな歴史・景観資源を形成する緑地の保全（景観地区や保全配慮地区等の指定）
- 公園管理におけるパークマネジメントの考え方の導入

生活

- 都市公園等の整備（広域公園、都市基幹公園等）
- 歩いて行ける身近な公園の確保（小規模な公園・緑地の確保）
- 「歩く」、「運動」による健康づくりを支える緑の創出
- 公園施設のバリアフリー化の推進
- ドッグラン、デイキャンプ場、生涯学習等の新たなニーズに対応した公園の整備

⑤リーディングプロジェクト

■地球温暖化防止・ヒートアイランド現象の緩和の視点

- 都市公園等の整備
- 民有地の緑化の推進
- 緑の基本計画制度を活用した広域的な緑地の保全の推進
- 緑化地域制度等の活用

■生物多様性の保全についての視点

- 生物多様性に配慮した水と緑のネットワーク形成

■防災についての視点

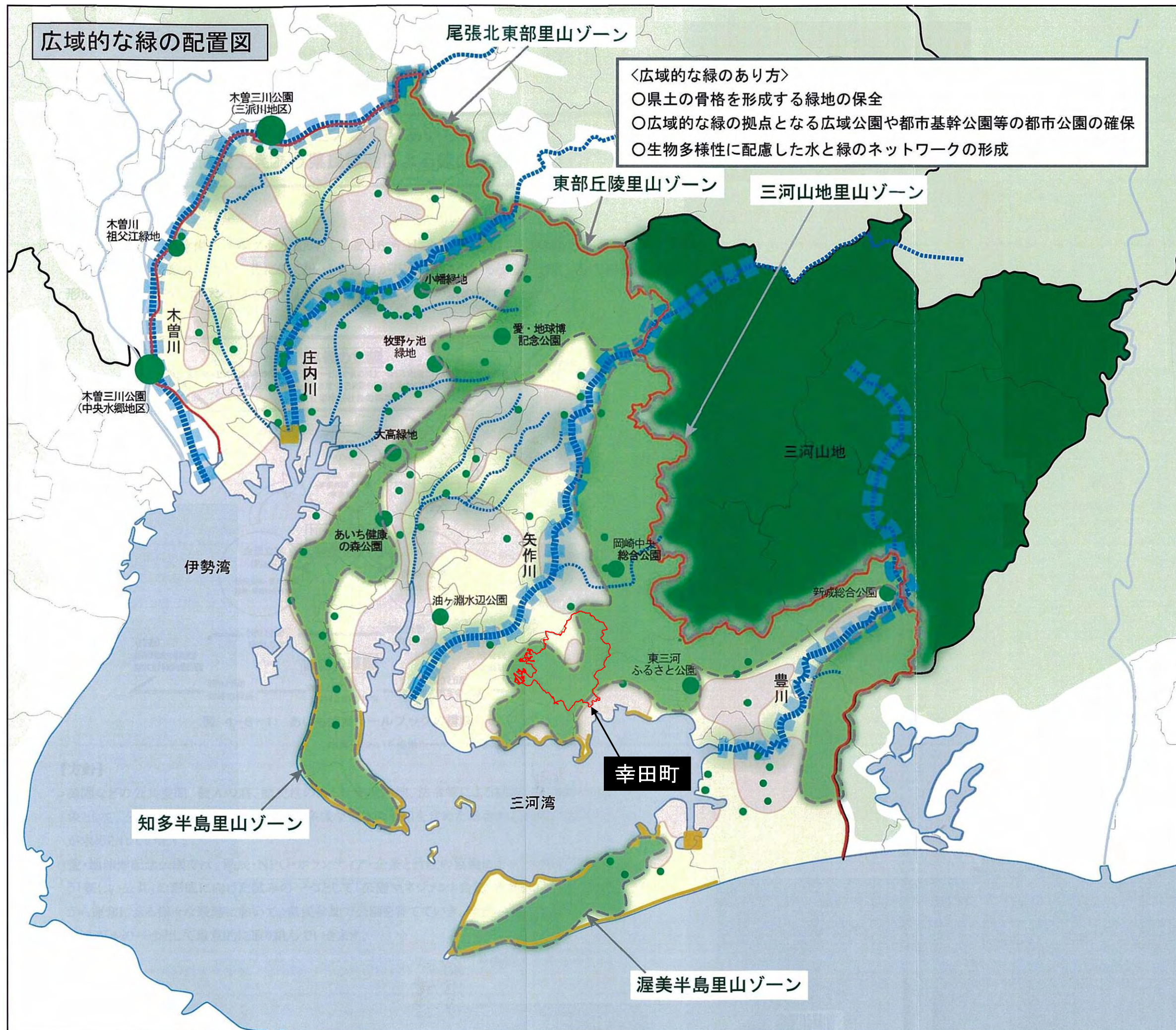
- 防災対策に役立つ都市公園の配置と防災機能の充実

■生活の質の向上についての視点

- まちなかの身近な公園や民有地の緑の確保

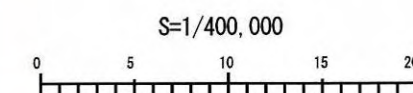
■環境保全意識の向上についての視点

- 環境学習の推進



凡 例	
県界	—
都市計画区域界	—
市町村界	—
市街地	■
県土の骨格を形成する緑地を	県土の骨格を形成する緑地 (里山)
	県土の骨格を形成する緑地 (都市計画区域外の農林地)
	県土の骨格を形成する緑地 (大河川)
	自然海岸・干潟等
広域的な緑の拠点を	国営公園
	広域公園
	都市基幹公園
	里山ゾーン※
水と緑のネットワーク	大河川のネットワーク
	農地
	主要な河川
	市街地内の水と緑のネットワーク

※里山ゾーンは、里山を地域や地形により、区分したもの



広域的な緑の配置図

（３）愛知県広域緑地計画 地域別緑地計画

①地域別緑地計画の概要

地域別緑地計画は、平成 19 年度策定の「愛知県広域緑地計画 基本方針」にもとづいて、広域的に重要となる都市公園等や河川などの「重要な緑地」を地域別に抽出するとともに、広域的な水と緑のネットワーク形成の視点から、「緑の保全・創出を図る地域」を抽出し、整理したものです。

これらの「重要な緑地」や「緑の保全・創出を図る地域」は、市町村で策定する緑の基本計画に位置づけ、緑の保全・創出を図ることが望まれています。

②地域区分

地域区分は、愛知県の新しい６つの都市計画区域としており、本町は西三河地域に該当しています。



■ 地域区分図と幸田町位置

③重要な緑地（グレーの文字は、本町の緑地が該当しない項目）

環境	■都市を取り巻く大規模な樹林地や都市を流れる大河川沿いの緑地 ○骨格となる緑地：地域東部から南部にかけて広がる樹林地 ○大河川沿いの緑地：－ ■生態系ネットワークを形成するコアエリア、コリドー ○里山：地域東部から南部に広がる里山 ○湿地・湿原、湖沼・池：－ ○ため池：地域東部から南部に分布するため池群 ○自然海岸、干潟・アマモ場：－ ○天然記念物：－ ○農地：市街化調整区域の農地 ○国定公園・県立自然公園（特別地域）：三河湾国定公園 ○広域公園、都市基幹公園、その他の都市公園、公共施設緑地：－ ○大河川、主要な河川：－
安全	■東海・東南海地震や風水害等の被害を軽減する緑 ○土砂災害特別警戒区域：幸田町 13 箇所 ○浸水被害の軽減または災害時の避難に資する緑地：市街化調整区域の農地 ○広域・地域防災活動拠点：幸田中央公園 ○広域公園、都市基幹公園、その他の都市公園、公共施設緑地：－ ○大河川、主要な河川：－
活力	■広域的な交流拠点となる緑 ○広域公園：－ ○その他の都市公園（50ha 以上）、公共施設緑地（50ha 以上）：－ ■地域の歴史・景観資源となる特色ある緑 ○河川：－ ○里山：地域東部から南部に広がる里山 ○山：三ヶ根山 ○湖沼、ため池、湿原：－ ○国定公園・県立自然公園：三河湾国定公園 ○文化財等の緑、近代化遺産等の緑、工業地帯（工場集積地の緑化）：－ ○農業の緑：田園地帯 ○農業用水：－
生活	■市街地内の水と緑のネットワークの軸となる河川 ○大河川、主要な河川：－ ○その他の二級河川：その他の二級河川 ■緑道、広域公園、都市基幹公園等の健康づくりの場となる緑 ○主要な緑道、自転車道：－ ○広域公園、都市基幹公園、その他の都市公園、公共施設緑地：－

④緑の保全・創出を図る地域

○緑の保全を図る推進地域

幸田町の都市近郊の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つため、保全の推進方策を検討することが必要です。

○緑の創出等を図る市街地

幸田町の市街地では、本地域東部から南部への広域的な緑のつながりを確保するとともに、生態系ネットワークを強化することが必要です。このため、河川を軸として、公園・緑地を確保するとともに、民有地における緑化の助成制度などの活用により、市街地に緑を増やすことが必要です。

計画図

緑の保全・創出を図る地域

■緑の保全を図る重点地域・推進地域

重点地域	西-A	岡崎市の都市近郊の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの維持などに役立つとともに、乙川沿いの美しい景観を形成しているため、重点的に保全の方策を検討することが必要です。
	西-B	吉良町や幡豆町の都市近郊の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの維持などに役立つとともに、自然海岸に面して美しい景観を形成しているため、重点的に保全の方策を検討することが必要です。
推進地域	西-a	岡崎市、幸田町の都市近郊の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つため、保全の推進方策を検討することが必要です。
	西-b	西尾市、吉良町及び幸田町の都市近郊の樹林地は、本地域の都市環境の保全や生態系ネットワークの強化などに役立つため、保全の推進方策を検討することが必要です。

■緑の創出等を図る市街地

緑の創出等を図る市街地	西-ア	岡崎市の都市計画区域東部の市街地では、本地域東部の広域的な緑のつながりを確保するとともに、生態系ネットワークを強化することが必要です。このため、河川を軸として、公園・緑地を確保するとともに、民有地における緑化の助成制度などの活用により、市街地に緑を増やすことが必要です。
	西-イ	幸田町の市街地では、本地域東部から南部への広域的な緑のつながりを確保するとともに、生態系ネットワークを強化することが必要です。このため、河川を軸として、公園・緑地を確保するとともに、民有地における緑化の助成制度などの活用により、市街地に緑を増やすことが必要です。

その他の重要な地域

- 矢作川、境川、逢妻男川、逢妻女川及び乙川の河川沿いの緑地は、山地や海洋の冷気を市街地に導入する風の道を形成するなど、本地域の都市環境を保全するとともに、生態系ネットワークの形成などに役立つため、水と緑のネットワークの軸線としていくことが必要です。
- 岡崎市の北山湿地や小呂湿地などの湿地は、希少かつ多様な動植物の生息・生育空間となっているため、周辺の樹林地等とともに保全することが必要です。



凡	例
都市公園等	国営公園（開設） 広域公園（開設） 広域公園（未開設） 総合公園（開設） 総合公園（未開設） 運動公園（開設） 運動公園（未開設） その他（10ha以上 開設） その他（10ha以上 未開設）
公共施設緑地（10ha以上）	県営都市公園類似施設
特別緑地保全地区	風致地区 河川区域 農業振興地域農用地区域 国定公園・県立自然公園 特別地域 自然環境保全地域 特別地区
豊田市指定緑地	国有林、保安林 地域森林計画対象民有林
主な湖沼・池	市街化区域 市町村界 都市計画区域界
凡	例
骨格となる緑地	県土生態系ネットワーク軸 県土コアエリア

2. 美しい愛知づくり基本計画（平成 19 年 3 月策定）（抜粋）

（1）計画の位置づけ

美しい愛知づくり基本計画は、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年条例第 6 号第六条）にもとづいて、目標及び施策についての基本的な方針、施策を総合的かつ計画的に推進するための必要事項を示しています。

（2）計画の構成

景観形成の目標、愛知らしい広域景観の形成、地域別景観の形成、景観形成の推進から構成されています。

（3）景観形成の目標

未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”

- ◆多様な生物が共存する『自然景観』
 - ・変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります
- ◆武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』
 - ・先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します
- ◆心の豊かさを映し出す『生活環境』
 - ・身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します
- ◆「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』
 - ・産業により創出される特色ある景観を守り、育みます

（4）地域別景観の形成（西三河地域の景観形成の方向性）

- 産業拠点としての活力を感じさせる
 - ・モノづくりの拠点としての活力を感じさせる景観形成
 - ・地域の発展を支えてきた地場産業を守り育てる
- 矢作川を中心に広がる伸びやかな農地の風景を守り、活かす
 - ・農地の景観を地域の魅力として捉え守っていく
- 三河の武家文化にまつわる景観を復興する
 - ・三河の武家文化の歴史にふさわしい景観形成

■幸田町における広域景観資源

分類	景観資源
自然景観	・三ヶ根山 ・里山
生活景観	・伝統行事（三河万歳）
産業景観	・工業系（内陸の工業地帯） ・道路（国道 23 号（名豊道路）） ・鉄道（JR 東海道新幹線、JR 東海道本線）

3. 美しい愛知づくり景観資源（平成 20 年 3 月 17 日指定）

（1）位置づけ

美しい愛知づくり景観資源は、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年条例第 6 号第七条）にもとづいて指定が行われました。

（2）美しい愛知づくり景観資源とは

愛知県では、魅力ある地域づくりのために、良好な景観形成が必要と考え、「美しい愛知づくり」を推進しており、平成 19 年 9 月から 11 月にかけて、県民から地域の良好な景観を広く募集し、612 箇所の景観を「美しい愛知づくり景観資源 600 選」として、指定しました。

（3）幸田町における景観資源

本町においては、以下に示す 5 箇所が景観資源に指定されています。

■幸田町景観資源

1. 大井池	2. 幸田中央公園	3. 幸田文化公園しだれ桜
		
4. 凧揚げ祭り	5. 本光寺あじさい	
		

資料：愛知県 H P

1-2 町計画の整理

1. 第5次幸田町総合計画（平成18年3月策定）

本町は、人と自然を大切にする緑住文化都市、5万人都市を目指しています。

（1）計画の期間

平成18年～平成27年度

（2）将来人口

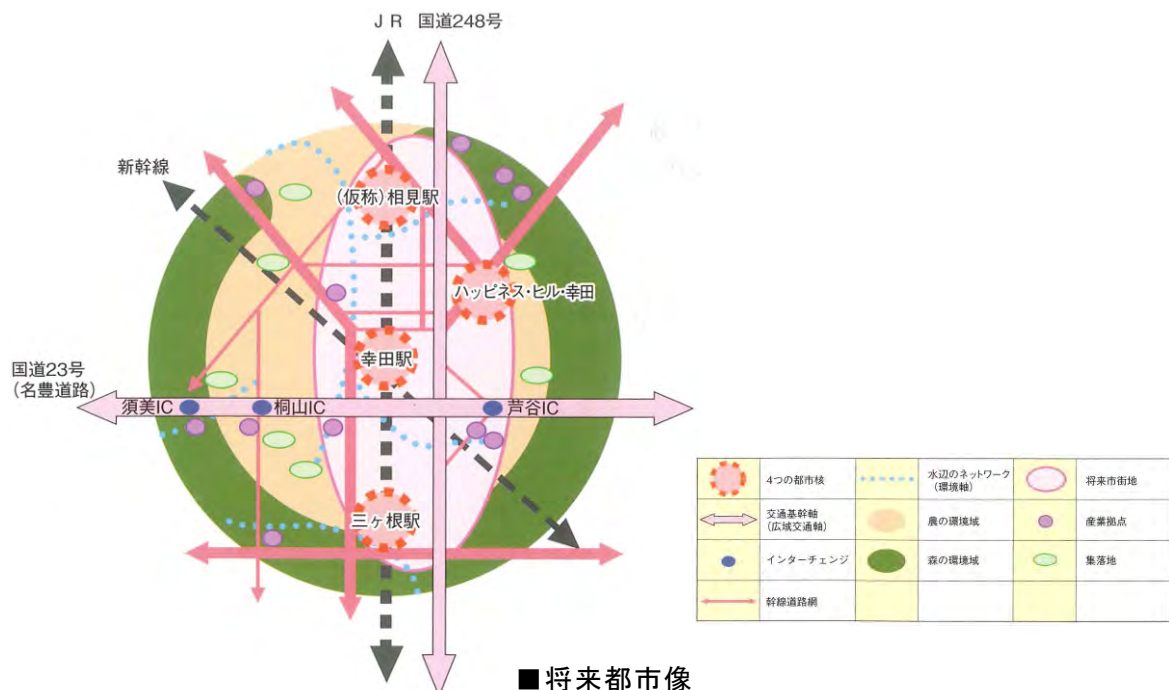
平成27年度までに4万人を見込み、5万人規模を展望した都市づくり

（3）将来像

人と自然を大切にする緑住文化都市

（4）土地利用計画

都市づくりの骨格		対象地区や路線
都市づくりの骨格	・4つの都市核（3駅プラス1）	・幸田駅周辺 ・三ヶ根駅周辺 ・（仮称）相見駅周辺 ・ハピネス・ヒル・幸田周辺
2つの交通軸とネットワーク（クロス&ネット）	・2つの交通軸	・国道248号、名豊道路
	・都市交通網	・都市幹線 ・地区幹線
自然環境の保全と再生のための骨格	・環境軸としての水辺のネットワーク ・農の環境域 ・森の環境域	・3つの水系 ・集落地周辺の農地 ・町の周辺部に広がる森林



(5) 部門別計画

章	節	施策の体系	主要施策
環境と調和するまちづくり	人と自然が共生するために	自然の保護とふれあいの場の整備	1.自然保護の充実 ■自然の保護と再生の施策の導入 ■河川やため池の水辺を活かした都市景観の形成と緑のネットワーク化 2.樹林や緑地の保全 ■斜面緑地、優良樹林地、農地や森林の保全 3.緑化の推進 ■植樹祭の開催、花とみどりあふれるまちづくりの推進 ■工場や駐車場周辺の緑化、塀の生垣化、民有地緑化の施策 ■緑化木配布、緑の羽根募金を通じた緑化意識の向上 4.ふれあいの場の確保 ■山林、河川、ため池が一体となって優れた自然環境を有する区域の水辺空間整備 ■豊かな自然条件を生かした自然公園の整備検討 ■市街地内で身近に自然に親しめる空間の整備 5.水辺の保全 ■多自然型工法や草刈りの実施 6.緑と花のあふれるまちづくりの推進 ■公共公益施設の緑化、地域緑化への取組の支援 7.水と緑のネットワーク化の推進 ■水辺と緑の拠点の連絡と年間を通じた香りのある歩行者空間の形成
		公園・緑地の整備	1.広域的な公園の整備 ■総合的な運動公園の整備について、候補地の選定を含め検討 2.近隣的な公園の整備 ■地区公園 ・幸田中央公園の整備 ■近隣公園 ・既存近隣公園（彦左、幸田、永野）の施設の整備・充実 ■街区公園 ・既存公園の整備・充実 ・土地区画整理事業とあわせた街区公園の整備 ■緑地 ・開発における貴重な緑地の保全 ・社寺林・屋敷林の保全の協力要請

章	節	施策の体系	主要施策
環境と調和するまちづくり	快適な環境を保全するために	地球環境問題の取組の推進	1.計画的な環境施策の推進 2.省エネルギー・新エネルギー利用の促進
		環境に関する学習や活動の推進	1.環境学習・環境教育の充実 2.環境活動の活性化とネットワーク化の促進 3.環境美化意識の高揚 4.環境衛生の向上
		公害対策の推進	1.発生源対策 2.監視体制の強化 3.公害防止意識の啓発
多彩な産業が育つまちづくり	魅力ある観光地にするために	観光資源の創造	1.既存観光施設の整備と利用促進 ■不動ヶ滝園地、大井池周辺、本光寺、三ヶ根駅周辺の整備 ■「幸田彦左まつり」「幸田しだれ桜まつり」「幸田風揚げまつり」などのイベント開催 2.観光拠点の広域・連携化 ■とぼね運動場から大井池までの「健康の道」整備など、連絡路整備や体系的な観光地整備の推進 ■「幸田町花いっぱい運動」の推進 3.新たな観光資源の発掘・拠点づくり ■大井池周辺などを始め、自然と調和し、かつ誘客できる施設整備について、場所の選定など
地域文化・人づくり	生涯学習環境を整備するために	生涯学習の推進	1.生涯学習推進体制の整備 2.生涯各期における学習機会の提供 3.主体的活動への支援 4.学習関連施設の整備充実と活用
		スポーツ・レクリエーションの充実	1.生涯スポーツの普及と進行 2.スポーツ・レクリエーション団体や指導者の育成と支援 3.スポーツ・レクリエーション施設の新設と整備 ■河川敷や自然な地形を有効に活用したスポーツ・レクリエーションの場の拡大 4.スポーツ・レクリエーション施設の管理体制の充実

2. 幸田町都市計画マスタープラン（平成 22 年 3 月策定）

（1）目標年次

中間年次平成 32 年、目標年次平成 42 年

（2）将来フレーム

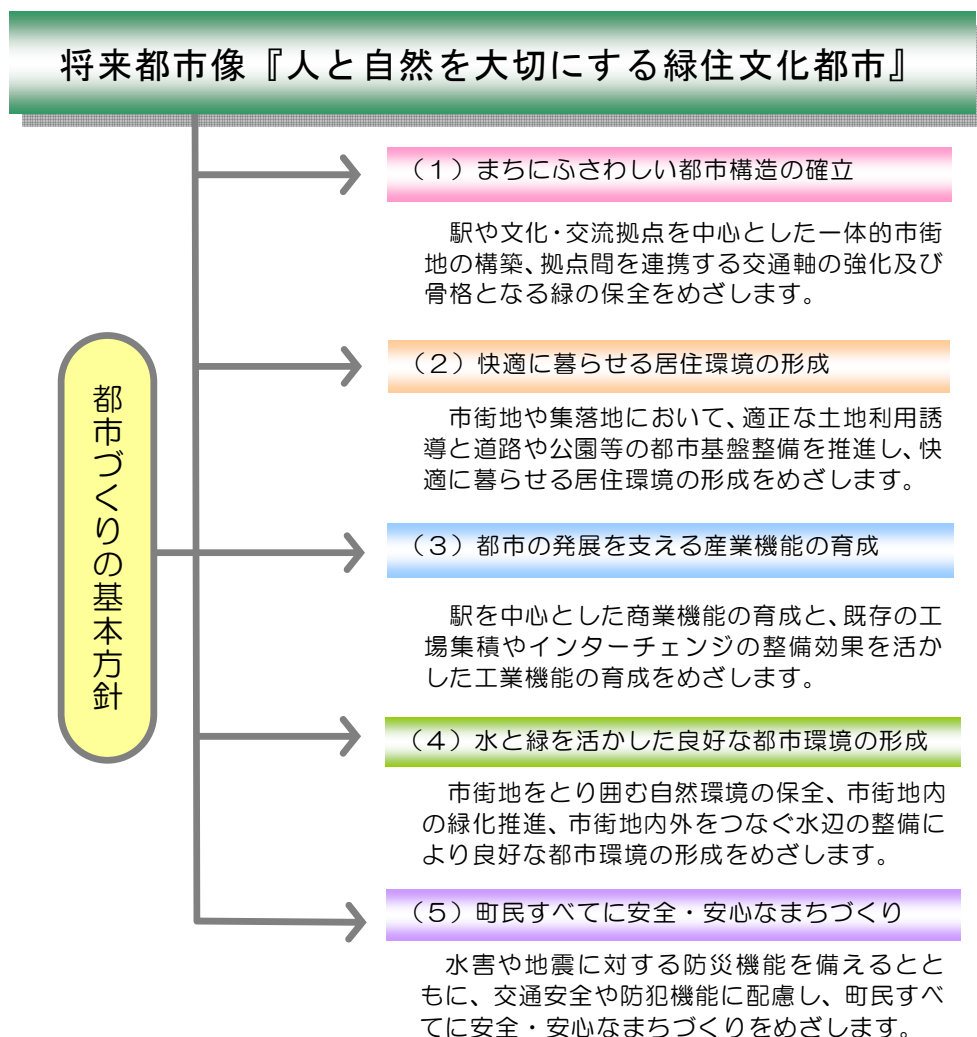
人口及び市街地規模の将来フレームは以下のとおりです。

■将来フレーム

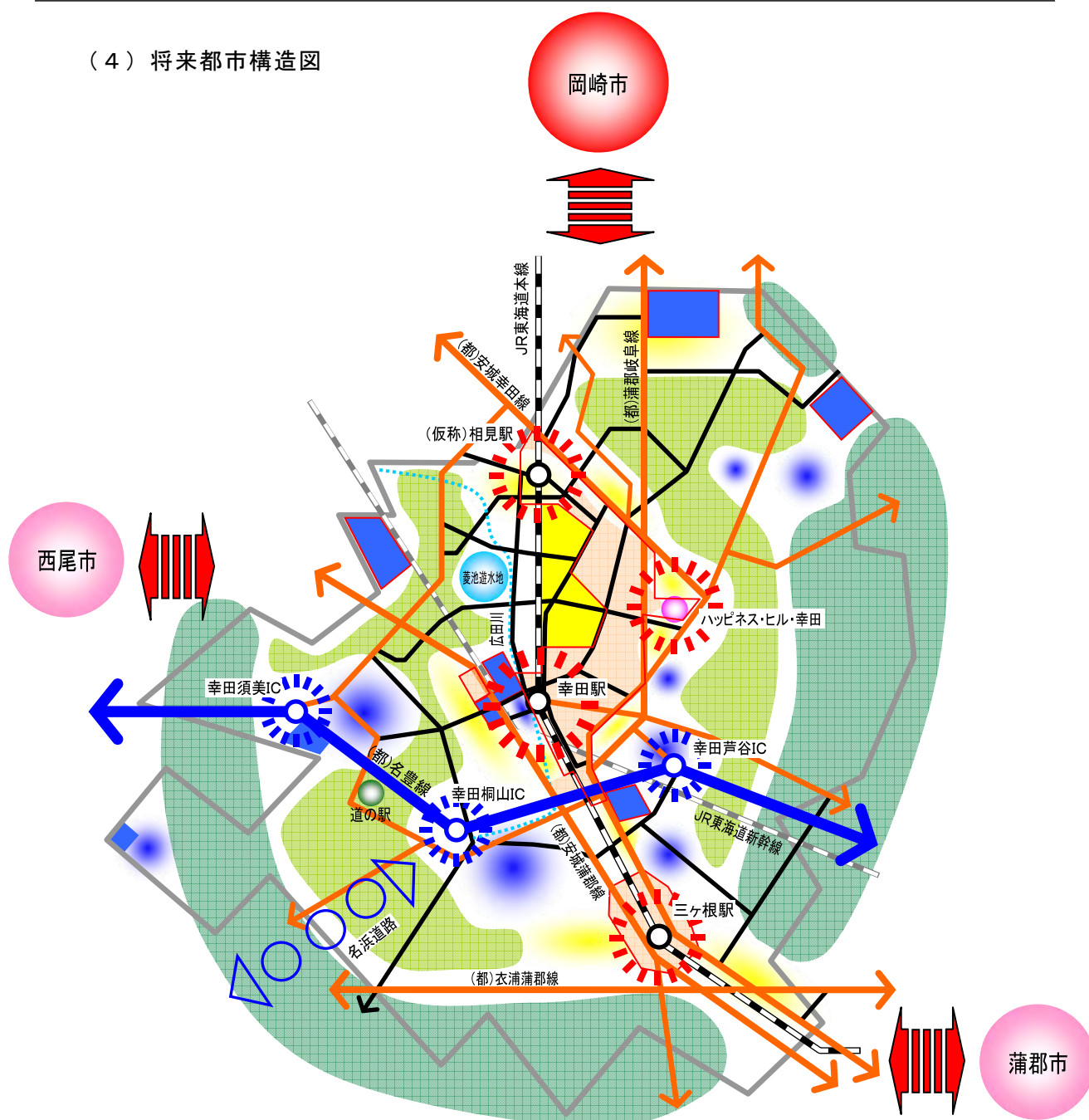
区 分	現況 （平成 20 年）	中間年次 （平成 32 年）	目標年次 （平成 42 年）
行政区域人口	37,269 人	42,100 人	46,400 人
市街化区域内人口	※20,516 人	27,020 人	31,320 人
市街化区域の規模	585ha	652ha	723ha

※市街化区域内人口は平成 17 年国勢調査

（3）将来都市像及び都市づくりの基本方針



(4) 将来都市構造図



凡 例			
	都市拠点		骨格となる緑（森林、農地、河川）
	インターチェンジ拠点		既成市街地
	広域交通軸（地域高規格道路・IC）		既存工業団地
	広域交通軸（鉄道・駅）		現行市街化区域界
	幹線交通軸		新市街地（住宅用地等）
	拠点連携軸		拡大市街地（工業用地）

■ 将来都市構造図

3. 幸田町環境基本計画（平成 15 年 3 月策定）

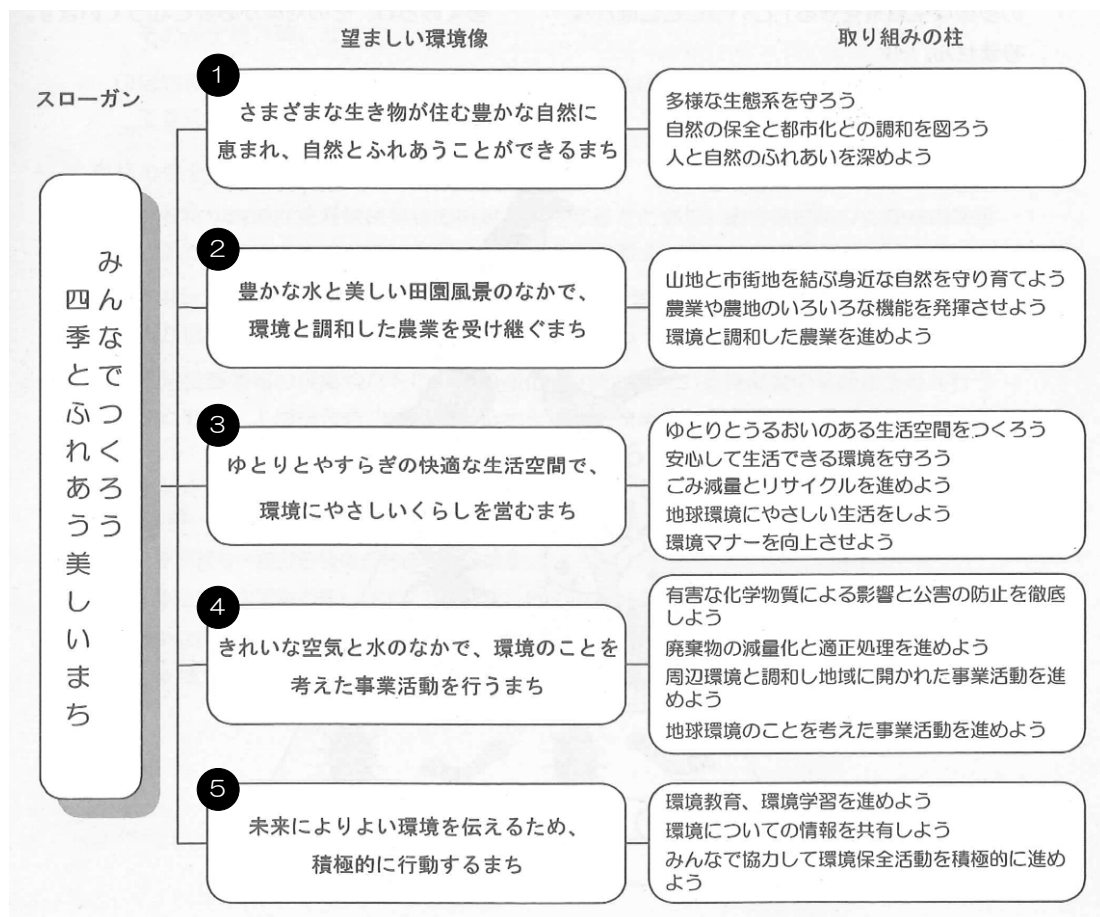
本計画は、町民・事業者・町が一体となって、よりよい環境の保全と創造に努め、次世代に引き継いでいくための基本的な方向を定めています。

（１）計画の期間

平成 15 年度～平成 34 年度

（２）計画の概要

望ましい環境像を実現するための町民・事業者・町の取り組みの目標を「取り組みの柱」を以下のように定めています。



■ 望ましい環境像と取り組みの柱

(3) 町民・事業者・町の役割

【町民の役割】

- ・日常生活が環境に負荷を与える立場にあることを認識
- ・環境への負荷を低減するための行動に自主的・積極的に取り組む
- ・環境保全活動への積極的な参加
- ・環境の保全と創造に関心をもち、必要な知識を身につける
- ・環境の保全と創造に関する町の施策や事業者の取り組みに積極的に参加・協力

【事業者の役割】

- ・事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えることを十分に認識
- ・自主的に環境への配慮に最大の努力を払う
- ・地域社会の一員として、事業活動を通じて良好な環境づくりに積極的に貢献
- ・町による環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力
- ・町民による環境保全活動への参加・支援

【町の役割】

- ・町は、環境の保全と創造に関する施策・事業を策定し実施する
- ・町民・事業者に対して、環境に関する情報の積極的な提供、環境保全活動および環境への負荷の少ない日常生活や事業活動を行うための積極的な支援

(4) 「取り組みの柱」に対する「町の施策」

□望ましい環境像 ①

『さまざまな生き物が住む豊かな自然に恵まれ、自然とふれあうことができるまち』

取り組みの柱	町の施策
○多様な生態系を守ろう	・ 動植物保護 ・ 動植物の生育生息環境の保全 ・ 森林の保全と育成
○自然の保全と都市化との調和を図ろう	・ 計画的土地利用の展開 ・ 開発行為における自然環境への配慮
○人と自然のふれあいを深めよう	・ 自然とのふれあいの場の整備 ・ 自然とのふれあい活動の推進

□望ましい環境像 ②

『豊かな水と美しい田園風景のなかで、環境と調和した農業を受け継ぐまち』

取り組みの柱	町の施策
○山地と市街地を結ぶ身近な自然を守り育てよう	・農地の保全 ・社寺林や屋敷林等の保全 ・水辺の自然の保全と創出 ・生態系ネットワークの形成
○農業や農地のいろいろな機能を発揮させよう	・国土保全および水源かん養機能の発揮 ・生物・生態系保全機能の発揮 ・うるおいとやすらぎの提供機能の発揮
○環境と調和した農業を進めよう	・環境保全型農業の促進 ・農業廃棄物の減量化の推進 ・省エネルギー型農業の促進 ・周辺地域への環境負荷の低減

□望ましい環境像 ③

『ゆとりとやすらぎの快適な生活空間で、環境にやさしい暮らしを営むまち』

取り組みの柱	町の施策
○ゆとりとうるおいのある生活空間をつくろう	・緑の豊かな生活空間の確保 ・水辺とふれあうことができる空間の確保 ・歩行者空間の整備 ・高齢者や障害者等に配慮した生活空間の整備 ・良好な景観の保全と創出 ・歴史文化の継承
○安心して生活できる環境を守ろう	・生活排水による河川の水質汚濁の防止 ・自動車交通公害対策の推進 ・事業活動による公害等の防止 ・降雨時の洪水負荷低減対策の推進および水源かん養機能の保全
○ごみ減量とリサイクルを進めよう	・ごみに対する意識改革 ・ごみの発生抑制 ・リサイクルの推進 ・ごみの適正処理の推進
○地球環境にやさしい生活をしよう	・地球環境問題に関する町民の意識の啓発 ・地球環境にやさしいエネルギー使用の推進 ・省資源の推進 ・地球環境にやさしい交通手段の整備と選択 ・オゾン層破壊物質の排出抑制
○環境マナーを向上させよう	・ごみの散乱およびフン害対策の推進 ・その他の環境マナーの向上

□望ましい環境像 ④

『きれいな空気と水のなかで、環境のことを考えた事業活動を行うまち』

取り組みの柱	町の施策
○有害な化学物質による影響と公害の防止を徹底しよう	・有害な化学物質による影響や公害の総合的な防止対策の推進 ・有害な化学物質による影響の防止 ・公害防止対策の推進
○廃棄物の減量化と適正処理を進めよう	・廃棄物の減量化の促進 ・廃棄物の減量につながる製品の製造や販売の促進 ・廃棄物の適正処理の徹底 ・リサイクル関連産業の誘致
○周辺環境と調和し地域に関わられた事業活動を進めよう	・周辺環境との調和の推進 ・地域との連携強化の促進
○地球環境のことを考えた事業活動を進めよう	・製品の製造や販売段階での地球環境への配慮の促進 ・物流等における地球環境への配慮の促進 ・地球環境に配慮した製品の製造や販売の促進 ・社内の仕組み・体制づくりの促進

□望ましい環境像 ⑤

『未来によりよい環境を伝えるため、積極的に行動するまち』

取り組みの柱	町の施策
○環境教育、環境学習を進めよう	・環境教育・環境学習の機会の充実 ・環境教育・環境学習の場の整備 ・事業者との連携
○環境についての情報を共有しよう	・環境情報の整備 ・情報共有システムの構築
○みんなで協力して環境保全活動を積極的に進めよう	・環境保全活動の推進

4. 幸田町地域防災計画（平成 21 年 2 月策定）

地域防災計画における緑に関する記述を抜粋します。

■都市計画

都市地域において地域地区を定め、市街地開発事業等による面的整備を行い、合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進します。

（１）土地区画整理事業の推進

市街化区域内の未整理地域において、積極的に土地区画整理事業を実施し、道路・公園及び上下水道等を整備することで計画的かつ健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図ります。

（２）街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、非常災害時には緊急輸送路及び避難路としての機能を確保します。

（３）防災空間の整備拡大

主に、市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、拡充整備を図ります。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の避難場所、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処します。

① 防災対策に資する公園緑地等の配置計画

町が策定する「緑の基本計画」の中で、防災帯、避難場所、応急仮設住宅用地の確保等防災機能上より効果的となる公園緑地・空地の配置計画を進めます。

② 特別緑地保全地区等の指定

市街地内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯又は避難地等として有効に機能するため、良好な自然的環境を有する緑地は、特別緑地保全地区等に指定し、積極的に保全します。

③ 都市公園の整備

都市公園は、防災帯や避難場所等の防災機能の増大にも結びつくことから、積極的に整備を推進していきます。また、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及びヘリポートの公園内設置が認められたことから、災害時の多目的利用が可能な広場の確保を進めるほか、耐火効果に優れた樹木で緑化を進めます。